

質問事項及び回答一覧

「名古屋市有料自転車駐車場指定管理者募集要項」＝「募集要項」
「名古屋市有料自転車駐車場指定管理者業務仕様書」＝「仕様書」とします。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
1	鶴舞・桜通線ブロック 中小田井駅・東枇杷島 駅・小田井駅・比良駅	無料自転車駐車場	募集要項P3 1 (5) 募集要項別添1	左記の駅の自転車駐車場について、現在、無料自転車駐車場が有るとの事ですが、※4の植田第4自転車駐車場と同様に、令和9年度から指定管理施設として管理運営するものと解してよろしいでしょうか。 加えて、様式8の各設問への記載は必要でしょうか。 各設問への必要であれば、左記の自転車駐車場の位置図を頂けますでしょうか。	該当の駅の無料自転車駐車場については、令和9年度も無料自転車駐車場のため、今回指定管理者を公募する有料自転車駐車場には含まれません。 そのため、今回の公募において該当の駅に関する事業計画を提出していただく必要はありません。 なお、今回募集の指定期間中に無料自転車駐車場の有料化を実施する必要が生じ、指定管理者による管理運営が適切であると判断した場合は、原則として、当該自転車駐車場の属する駅を含むブロックの指定管理者により、整備・管理運営を行っていただきます。
2		応募の要件	募集要項P6 4 (1) 募集要項P31 12 (2)	募集要項 31ページ 12応募に関する留意事項(2)重複提案の禁止に「応募単位ブロックごとに、1つの法人等もしくはグループにつき応募は1件とし、複数の応募はできません」とあるが、別ブロックであれば別の法人と形成したグループでの応募はできるのですか？可能であれば、その際は別の応募者として認識されるのでしょうか？ 例：①の鶴舞・桜通線ブロックに法人Aが単独で応募、候補者に選定された場合、②の名城線ブロックに法人Aと法人Bがグループで応募、別グループみなされ別ブロックの候補者になれるのか？もしくは法人Aが入ることで同一法人とみなされ、次点候補者にしかねないのか？	募集要項P31 12 (2) 重複提案の禁止 には抵触せず、及び募集要項P6 4 (1) 応募の要件 の2段落目に記載の制限にも該当しませんので、応募は可能です。また、別の応募者として取り扱いますので、それぞれの応募者が候補者になることが可能です。
3		料金徴収機等の設置時期	募集要項P8 5 (4)	令和9年9月30日までに設置完了とありますが、機器については全て入れ替えて更新するという解釈でよろしいでしょうか。	提案のあった駐車器具等が全て設置され、全ての自転車駐車場で一回利用料金の徴収も開始されていることが必要です。
4		料金徴収機等の設置時期	募集要項P8 5 (4)	令和9年10月1日から一回利用徴収開始とあるが、この時点で全ての機器が統一されていなければならないのでしょうか。	提案のあった駐車器具等が全て設置され、全ての自転車駐車場で一回利用料金の徴収も開始されていることが必要です。
5		料金徴収機等の設置時期	募集要項P8 5 (4) 仕様書P9 3 (3) ア (i)	令和9年4月1日から9月30日までの料金徴収機等の設置期間中の運用としては、現行機器を無償で利用できるのでしょうか。また現行機器の処分は現管理者の費用をもって行われるのでしょうか、ご教示ください。（現指定管理者の原状回復は本公募の募集要項に記載される内容と同じとするのでしょうか。）	現在設置されている料金徴収機は現指定管理者がリースにより設置しているため、現指定管理者の費用負担により原則撤去されます。それ以外の市保有の駐車器具等については現状での引き渡しとなり、そのまま使用していただいて構いません。市保有の駐車器具等が不要な場合は指定期間開始後、新たな指定管理者の費用負担により、市の指示に従い撤去していただきます。
6		料金徴収機等の設置時期	募集要項P8 5 (4)	料金徴収機を設置した個所から順次開始となっております。定期利用箇所は特に制限はありませんでしょうか。	定期利用においては現在の指定期間等から引き続き利用する利用者もあるため、今回募集の指定期間開始時から当然に料金徴収が開始されているものと認識していることから、設置時期にかかる条件は付していません。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
7		料金徴収機等の設置時期	募集要項P8 5 (4) 募集要項P16 5 (12) エ	令和9年9月30日以前でも、料金徴収機を設置した箇所から1回利用料金の徴収を順次開始しとありますが、この時には同ブロック内においてプリペイドカードが共通のもので無くても問題ありませんでしょうか。原則共通のものとするのは令和9年10月1日が開始でしょうか。	現在の指定期間等に引き続き管理運営を行う場合において、管理期間の切り替わりに際しての円滑な管理運営に必要な場合は、現在使用しているプリペイドカードが今回募集の指定期間において使用するものと共通でなくとも令和9年9月30日まで利用可能としてよいものとします。
8		料金徴収機等の設置時期 自転車駐車場の整備	募集要項P8 5 (4) 募集要項P9 5 (7) 募集要項別添4	募集要項8ページ (4) に「すべての自転車駐車場で1回利用料金の徴収を開始してください」とありますが、「すべての駐輪場」とは、別添1『ブロック別対象駅』にある「各ブロック（旧名称）」ごとにではなく、「有料自転車駐車場の名称（各駅自転車駐車場）」ごとに一回利用エリアがあればよいものと解してよろしいでしょうか。	ご指摘の箇所の記載は、令和9年10月1日からは、設置する提案をした全ての一回利用において料金の徴収を開始することを求めるものです。 なお、各駅の一回利用及び定期利用の割合や設置箇所については、十分な収容台数を確保した上で、指定管理者の提案によります。また、募集要項別添4「駐車場別留意事項」に記載のある条件を除き、箇所により設置を条件づけるものではありません。
9		自転車駐車場の整備	募集要項P9 5 (7)	説明会において、現場を確認した上で提案した整備予定の詳細図の台数を必ず設置する旨の説明をされておられましたが、提案した台数を超えての整備も認められないとの認識でよろしかったでしょうか。	具体的な配置を確認した上で審査を行い、提案通りに整備していただくことを目的として詳細図面をお示しいただくこととしてますので、現場確認の上でより正確かつ現実的な詳細図面を作成していただき、設置台数が増減することのないようにしてください。ただし、実際に設置工事を行う中で、設置台数が多少増減することはやむを得ないものと考えています。
10		自転車駐車場の整備	募集要項P9 5 (7)	路上駐輪場設置区画について、現在道路工事などで閉鎖中となっている区画については正確な測量ができず、工事後の様子がわからないため、整備計画どおりにならない場合があると思われます。その場合、整備計画等にその旨を記載すれば台数等を変更してもよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご指摘のような状況が原因で実際の設置台数が多少増減することはやむを得ないものと考えていますので、その旨を記載して提案していただければ結構です。
11		自転車駐車場の整備（一回利用及び定期利用整備台数）	募集要項P9 5 (7) ア	公募時に不要と判断した駐車場に対し、管理開始後の利用率増大や他エリアの支障等があった場合に再度駐車場用地として整備及び管理することは可能でしょうか。	一度廃止された箇所となるため、新たに自転車駐車場として整備することが可能と判断した場合には整備することができます。新たに整備することが困難なことも考えられますので、十分な収容台数を確保することを前提に、区画の一部を整備しないことの検討をしてください。
12		自転車駐車場の整備（身体障害者等用の利用枠、高齢者及び子供乗せ自転車利用者用の優先利用枠）	募集要項P10 5 (7) イ、ウ 仕様書P11 3 (3) イ、ウ	本公募において整備要件となる身体障害者用利用枠および優先利用枠に関して、当該区画の整備により現状の収容台数が変更となると思われますが、考え方として問題はありませんでしょうか。また、障害者利用枠と優先利用枠については十分な枠を確保できるようであれば併設または同枠として設置してもよろしいでしょうか、ご教示ください。	仕様書該当箇所の条件を満たし、かつ十分な収容台数が確保されていれば、現状の収容台数と変更になっても構いません。また、身体障害者等スペースは身体障害者等専用の利用枠であるため、他の利用枠と必ず区別してください。高齢者優先利用スペース及び子供乗せ自転車優先利用スペースについては、収容台数分の対象者が確実に駐車できるよう、それぞれを区別して設置していただくことが望ましいと考えます。
13		自転車駐車場の整備（小型自動二輪車利用者用の優先利用枠）	募集要項P10 5 (7) エ 仕様書P9 3 (3) ア (i)	小型自動二輪優先枠について、現在貴市で整備されたラインが50cc以下の仕様となっているかと存じますが、幅員を変更するライン施工は指定管理者で行うのでしょうか。	仕様書該当箇所に記載のとおり、現状での引き渡しとなり、指定管理者の費用負担により実施していただきます。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
14		自転車駐車場の整備（シェアサイクルポート）	募集要項P11 5（7）オ 募集要項別添3	現状の設置台数は別添3管理実績に含まれておりますでしょうか。	駅により管理実績に含んでいるもの、含んでいないものがあつたため、別添3「管理実績」を修正し、含んでいないものに統一しました。ウェブサイト中、「募集要項等資料」に修正版を掲載していますのでご確認下さい。修正箇所は赤字表記しています。
15		自転車駐車場の整備（シェアサイクルポート）	募集要項P11 5（7）オ 募集要項別添5	各拠点の導入時期・台数をご教示頂けますでしょうか（駐車枠がテープで囲ってある箇所の設置台数が不明のため）。	シェアサイクルポートの導入時期については令和9年4月1日からを想定しております。予定台数については別紙「シェアサイクルポートの予定台数」をご参照ください。なお、シェアサイクルポートにおけるテープの設置は事業者が必要に応じて実施しているもので、シェアサイクルポートの区画が必ずテープで囲ってあるわけではないのでご了承ください。
16		自転車駐車場の整備（シェアサイクルポート）	募集要項P11 5（7）オ 仕様書P5 3（2）ア（ク） 仕様書P12 3（3）オ	シェアサイクルポートをシェアサイクル事業者が機器を設置する時期はいつになるか。利用料金と同様に設置時期についても事業者と調整し、決定するものになるのか。 シェアサイクルポートは自転車駐車場の定期利用枠とする記載があるが、市に対して利用状況の報告などはシェアサイクル事業者が行うのか。	募集要項別添5「シェアサイクルポート位置図」に記載のものについては、原則令和9年4月1日以前に設置されている予定です。なお、機器は現行のものをそのまま使っていただくことを想定しております。 また、令和9年4月1日以降に新規でシェアサイクルポート設置する場合は、機器の設置時期についてシェアサイクル事業者と調整し決定していただきます。 シェアサイクルの利用者数など利用状況についてはシェアサイクル事業者から報告いただくことを想定しております。 指定管理者からは利用状況月報により、シェアサイクルポートの各事業者ごとの契約台数についてご報告いただくことを想定しております。なおシェアサイクルポート以外の定期利用枠とは区別してください。
17		自転車駐車場の整備（シェアサイクルポート）	募集要項P11 5（7）オ 仕様書P5 3（2）ア（ク） 仕様書P12 3（3）オ	シェアサイクルポートの管理については、各シェアサイクル事業者との調整の上で行ってください。とありますが、どのような調整を想定されておりますでしょうか。また、調整がうまくいかない場合はどうすればよいのでしょうか。	シェアサイクル用自転車の配置台数の変更やラックに関する調整（既存のラックの撤去やシェアサイクル事業者専用のラック設置等）を想定しております。原則指定管理者とシェアサイクル事業者で調整いただきますが、どうしても調整がうまくいかない場合は自転車利用課にご相談ください。
18		自転車駐車場の整備（シェアサイクルポート）	募集要項P11 5（7）オ 仕様書P5 3（2）ア（ク） 仕様書P12 3（3）オ	指定期間中にシェアサイクルポートが追加された場合、収益構造が変化する可能性があります。指定管理料の再協議は可能でしょうか。	シェアサイクルポートは、利用状況に余裕がある自転車駐車場において設置することとなります。また、シェアサイクル事業者が機器を設置するため、指定管理者の費用負担は原則発生せず、シェアサイクル事業者からの定期利用料金収入が増加するものと考えております。もし、協議することとなった場合は、指定管理料の減額、指定管理納付金の増額が見込まれます。大幅な収入増が見込まれる際は、これにかかる協議を行うことがあります。
19		自転車駐車場の整備（シェアサイクルポート）	募集要項P11 5（7）オ 仕様書P5 3（2）ア（ク） 仕様書P12 3（3）オ	シェアサイクル事業者との調整が求められていますが、トラブル発生時の責任分担はどのように定められておりますでしょうか。	責任分担を具体的に定めているわけではありません。基本的にはシェアサイクルのサービスに関することやシェアサイクル事業者が設置したラックや看板等に関することはシェアサイクル事業者の責任、それ以外の自転車駐車場の管理に関することは指定管理者の責任になると考えております。ただトラブル発生時は事例ごとに指定管理者及びシェアサイクル事業者で協力し、責任の所在を含めてしっかりと協議しながら対応していただきたいと考えております。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
20		自転車駐車場の整備（整備条件等）	募集要項P12 5（7）カ（ウ）（エ）	（ウ）幅が広いタイヤの自転車等、電磁ラック式ラック等の通常のラックに駐車できない自転車が駐車可能な箇所を設けてください。（エ）原付には電動キックボードも含まれるため、電動キックボードが駐車可能な箇所を設けてください。と記載があるが定期利用、一回利用ともに駐車可能な箇所を設ける必要があるか。	原則、定期利用・一回利用ともに駐車可能な箇所を設けてください。ただし、原付の受け入れのない駅や原付を一回利用のみ受け入れる駅等、通常の自転車や原付において一回利用又は定期利用の受け入れがない駅においては、これに準じて設ければよいものとしします。
21	鶴舞・桜通線ブロック 太閤通駅、今池駅	自転車駐車場の整備	－	太閤通駅、今池駅各駐輪場は車乗り入れ部等は、現在埋設ですか。 あるいは共同溝等を利用していますか？ 仮に利用しているとすれば、管理者が変更となっても利用可能ですか？	現在、ケーブル類を設置する際は、単独で埋設管を敷設していたいています。 太閤通駅、今池駅の管理者変更の際も同様としてください。
22	鶴舞・桜通線ブロック いりなか駅	管理事務所の設置及び使用 駐車場別留意事項	募集要項P12 5（8） 募集要項別添4	指定管理者募集要項の１２ページにて管理事務所の設置は必須ではないとの記載があるが、駐輪場別留意事項にはいりなか駅においては駅周辺に必ず管理事務所を設置することとなっている。そのことについて何か特別な理由があり設置が必要なのか。	地域からの要望によるものですので、いりなか駅については駅周辺に管理事務所を設置してください。 なお、管理事務所の開所時間については条件はありません。
23		照明のLED化	募集要項P12 5（9）	照明のLED化について、指定管理者の費用負担となっている駐輪場の利用料金から支出するのでしょうか。 指定管理料から支出してもよいのでしょうか。	利用料金、指定管理料ともに指定管理者の収入であり、支出にあたっての区別はありません。
24		照明のLED化	募集要項P12 5（9）	照明のLED化について、管理事務所内は対象外でしょうか。	管理事務所内も対象です。
25		照明のLED化	募集要項P12 5（9）	照明のLED化について、各駅の現況の照明の数量を箇所と数量、LED化済みの有無、照明機器のメーカー名及び型番をご教授ください。	現在の指定管理者が把握している照明の基数とLED照明の内数は、募集要項別添2「施設・設備概要書」に記載されています。 照明機器メーカー及び型番について提示できるものはございません。
26		照明のLED化	募集要項P12 5（9）	照明のLED化について、現在の執行状況を照明型式および図面で開示いただけますでしょうか。 また、街路灯などについては、執行対象外という考えで問題ありませんでしょうか。	現在の指定管理者が把握している照明の基数とLED照明の内数は、募集要項別添2「施設・設備概要書」に記載されています。 照明形式および図面について提示できるものはございません。
27		有料自転車駐車場の新設	募集要項P13 5（10） 募集要項別添1	別添資料に記載されている「管理は令和〇年度から」となっている施設は募集要項に記載されている有料自転車駐車場の新設または増設の場合の対象であり、提出時点では事業計画および収支計画に反映させなくてもよろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。 「管理は令和〇年度から」となっているものは、当該年度から指定管理施設として管理開始するものであり、指定期間中に事業計画を別途提案していただきます。
28	鶴舞・桜通線ブロック 荒畑駅	有料自転車駐車場の新設	募集要項P13 5（10） 募集要項別添1	左記の自転車駐車場は「管理は令和11年度から」となっておりますが、様式８の各設問への記載は必要でしょうか。 各設問への記載が必要であれば、位置図と令和５～6年度の管理実績をご教授いただけますでしょうか。	荒畑駅においては、令和11年度から指定管理施設として管理開始するものであり、指定期間中に事業計画を別途提案していただきます。 そのため、今回の公募において荒畑駅に関する事業計画を提出していただく必要はありません。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
29		自転車駐車場の名称変更	募集要項P13 5（11）	名称変更された駐車場の看板等の修正は指定管理者の費用負担で修正するとなっておりますが、駐輪場の利用料金から支出するのか指定管理料から支出してもよいのでしょうか。	利用料金、指定管理料ともに指定管理者の収入であり、支出にあたっての区別はありません。
30		自転車駐車場の名称変更 有料自転車駐車場の維持管理、修繕	募集要項P13 5（11） 仕様書P12（4）	名称変更された駐車場の看板等の修正は指定管理者の費用負担で修正するとなっておりますが、現状の計画があればご教授ください。また、計画以外の対応については指定管理料の変更協議が可能でしょうか。	規則の改正に伴う自転車駐車場の名称変更は、募集要項別添1「ブロック別対象駅」をご確認下さい。「施設の名称」が改正後の名称、「旧名称」が改正前の名称です。なお、募集要項該当箇所に記載のとおり、自転車駐車場の現地表示名称は、規則上の名称や募集要項別添1「ブロック別対象駅」の「旧名称」欄を参考に指定管理者により設定してよいものとします。名称に連番を付する場合は欠番のないようにする等、利用者に分かりやすい名称としてください。 また、指定期間中の規則改正等に伴う看板等の修正の費用負担は仕様書P13の表中の「（修繕）」のとおりとなりますが、過去の駅名変更による規則改正に伴う看板等の修正は、指定管理者の費用負担となっております。
31		利用料金の額（一回利用）	募集要項P13 5（12）ア	一回利用利用料金の上限額について、ご教授いただけますでしょうか。 『指定管理者 募集要項』13ページ（12）利用料金の額 ア一回利用（ア）に「自転車は一回利用200円、原付及び小型自動二輪は一回利用400円を上限とすること」との記載がございます。一方で『名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年10月20日）』第5条 第2項には、「駐車ますの幅が0.6メートル（原動機付自転車にあっては、0.8メートル）を超える有料自転車駐車場」に限定して「自転車は一回利用200円、原付（及び小型自動二輪）は一回利用400円を上限」（別表3）となっており、それ以外は「自転車は一回利用100円、原付及び小型自動二輪は一回利用200円を上限」（別表2）となっております。 上記の条例（平成27年10月20日）の内容に、変更はございますでしょうか。 それとも条例に変更はなく、「自転車は一回利用200円、原付（及び小型自動二輪）は一回利用400円を上限」に設定できるのは、駐車ますの幅が0.6メートル（原動機付自転車にあっては、0.8メートル）を超える有料自転車駐車場」に限定されるものと解すべきでしょうか。	ご指摘の条例の規定は、令和4年3月30日の改正前のもので、募集要項該当箇所の記載は現行条例の規定によるものです。条例は名古屋市例規類集からご確認ください。
32		利用料金の額（一回利用、定期利用）	募集要項P13 5（12）ア、イ	自転車駐車場の料金として学生割引等は採用されておりますでしょうか、また、学生割引などを設けることは可能でしょうか。可能な場合、割引額に決まりがあればあわせてご教示ください。	条例上、一回利用料金においては学生割引等の設定はありません。定期利用料金においては募集要項該当箇所にも記載のとおり、「大学生等」「高校生以下」の区分を設けていますので、料金の上限は記載の計算式に従ってください。なお、上限の範囲内でこの区分とは別の区分を設けることができます。また、下限はありません。
33		利用料金の額（プリペイド方式の駐車券等）	募集要項P16 5（12）エ 仕様書P6 3（2）イ（ウ）	プリペイド方式の駐車券等は原則共通のものとありますが、共通でなくても問題ない場合をご教授ください。	具体的な例外は想定しておりません。共通のものとしなない場合は、その理由をあわせて提案してください。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
34		一回利用料金の支払方法	募集要項P16 5（13）	有人管理で運営する施設について、精算機等を設置しない場合においてもキャッシュレス決済端末は必須となるのでしょうか、ご教示ください。	募集要項該当箇所において、「一回利用料金の支払方法は原則、現金及びキャッシュレス決済の双方に対応してください。」としていますので、ご指摘の場合においてもキャッシュレス決済端末が必要です。
35		定期利用の申込方法	募集要項P16 5（14） 仕様書P6 3（2）イ	説明会で「人でしかできないサービスを極力なくす」という方針を述べられていましたが、定期利用の申込方法について、管理事務所での申請書提出等の受付は原則禁止となるのでしょうか。また定期利用者に更新用のＩＣカード等を交付する等の業務も人的対応は不可ということでしょうか、貴市の考えをご教示ください。	定期利用の申込は、ウェブサイト又はアプリ及び郵送又はFAXにてできることを必須条件としているものですので、これに加えて管理事務所において申込を受け付けることを禁止するものではありません。 また、更新用のＩＣカード等の交付についても管理事務所開所時間中のみに対応とすることは認められませんので、定期更新機等による無人対応や郵送対応等、対応時間に制限のない方法により行ってください。
36		定期利用の申込方法	募集要項P16 5（14） 仕様書P6 3（2）イ	定期利用申込のウェブ対応が求められていますが、障がい者対応や高齢者向けのサポート体制について、管理事務所での対応は認められますでしょうか。	定期利用の申込は、ウェブサイト又はアプリ及び郵送又はFAXにてできることを必須条件としているものですので、これに加えて管理事務所において申込を受け付けることを禁止するものではありません。
37		備品	募集要項P18 5（23）	各駅の備品リストは公開可能でしょうか。	別紙「備品一覧」をご参照ください。
38		管理経費（指定管理料等）	募集要項P21 6（2）ウ(イ)d	手引きに記載されている賃金スライド制度の運用イメージについて、３年目８８千円、４年目９８千円とスライド実績が記載されておりますが、４年目の金額は３年目と比べてのスライド額であり、４年目に貴市が負担する金額は１年目と比較する場合、実質１８６千円という考え方でよろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
39		管理経費（指定管理料等）	募集要項P22 6（2）ウ（オ）	各ブロックの指定管理料等の積算根拠をお示しいただけませんでしょうか。	過去の収支実績を基本として、今回募集の指定期間における仕様等をもとに市が試算した収支を反映した上で積算しています。 積算上、収入が支出を下回る場合については、市が指定管理者に指定管理料を支払うこととし、収入が支出を上回る場合については、その上回る部分を指定管理納付金として市に納付していただくこととしています。
40		自主事業	募集要項P25 9	道路上の自転車駐車場において、道路占用許可の対象ではない事業を実施することはできないとありますが、道路占用許可の対象である事業とは具体的にどのような事業でしょうか。 例えば、飲料水自動販売機の設置やレンタサイクル・シェアサイクル事業、宅配ロッカーの設置等は対象事業・非対象事業のいずれに該当するかご教示ください。 また、道路上でない自転車駐車場の一覧をお示しいただけないでしょうか。	道路上の自転車駐車場のうち、募集要項別添2「施設・設備概要書」で平面式とされている部分においては自主事業を行うことは出来ません。平面式以外の場所において、飲料水自動販売機の設置及び宅配ロッカーの設置については設置場所等の提案内容によっては道路占用許可が認められる場合があります。 自転車駐車場内におけるシェアサイクルポートについては募集要項P11 5(7)オによるものとして市が設置の検討をするため、レンタサイクル・シェアサイクル事業を自主事業として提案することはできません。 道路上でない自転車駐車場は別紙「道路上でない自転車駐車場」をご参照ください。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
41		質問事項の受付及び回答方法	募集要項P28 11（5）	今回の質問に対するご回答に対し再度確認及び質問があった場合はどのようにすればよろしいでしょうか。	質問期間を設けた上でご提出いただいた質問事項に対して、可能な限りの内容を回答しているため、再質問は受け付けません。万一、回答に明らかな誤りがあると思われる場合はご連絡ください。必要に応じて回答を修正し、ウェブサイトに掲載します。
42		参加表明 応募の辞退	募集要項P28 11（6） 募集要項P31 12（5）	参加表明後にやむを得ない理由で応募を辞退する場合も、「1 2 応募に関する留意事項」の（5）にあるとおり、辞退届（様式任意）の提出が必要でしょうか。	参加表明時に提出する書類も応募書類に含まれます。そのため、募集要項該当箇所の「応募書類の提出後」は、参加表明後も該当しますので、辞退届の提出が必要です。
43		選定の手順	募集要項P34 13（1）	不参加となったブロックが出た際、再公募となるのでしょうか。また、仮にどこかのブロックを受託していた場合には、その再公募に参加することができるのでしょうか。	応募がない等の理由で候補者が選定されなかったブロックについては再公募を行うこととなります。当初の公募における選定結果は考慮しませんので、当初の公募において他のブロックの候補者となっている場合においても、再公募への応募は可能です。
44		選定の手順	募集要項P34 13（1）イ（ウ） 募集要項P6 4（1）	候補者となった場合は、他のブロックの候補者となることはできませんとありますが、グループ会社の場合は該当しますでしょうか。	単独の法人等と、その法人等が他の法人等を含め複数の法人等で構成したグループは別の応募者として取り扱いますので、それぞれの応募者が候補者になることは可能です。
45		選定の手順	募集要項P34 13（1）イ（ウ）	選定の方法について、説明会で配布された資料のうち、（例2の下段）東山線ブロックにおいての表記で、「再度同様の方法で選定」とあるが、「同様の方法」とはなにか。（どこまでさかのぼるのか。再度申請書を出すわけではないか）結果として、例2上段のとおり応募者Aが候補者となるということだが、仮に応募者Bが申請し、第3位だとしても当然落選となる理解でよいか。	募集要項該当箇所に記載のとおり、①から③の方法を行った結果、第2次審査において順位を付された応募者があるものの、他のブロックの候補者となっていることから候補者が選定されなかったブロックについては、第2次審査で付された順位に基づき、再度同様の方法で候補者及び次点候補者を選定します。なお、このときは当初の①から③における選定結果は考慮しませんので、同一の応募者が複数のブロックの候補者となることを妨げるものではありません。「第2次審査で付された順位」とは、今回の公募における当初の①から③における選定で用いるものであり、「同様の方法」とは、当初の①から③の選定方法を指します。再公募や、新たに審査を行うものではありません。また、東山線ブロックにおいて3者の応募があり、1位、2位の応募者が他のブロックの候補者となっている場合、3位の応募者が当然に東山線ブロックの候補者となります。
46		原状回復	募集要項P42 16（4）イ 仕様書P16 3（9）キ	原状回復工事期間中の利用者の対応はどのようにしたら宜しいでしょうか。原状回復を行わない場合とは何を想定されているのでしょうか。	利用者に十分に周知の上、自転車駐車場の全てを閉鎖することなく、必要な台数が利用可能な状態にしてください。料金徴収機を撤去した箇所は利用料金を徴収しないこととすることができるとします。原状回復を行わない場合とは、指定管理業務の対象となる物件の全部又は一部について原状回復をしないことで次期指定管理者との協議が整い市が承認した場合です。
47		業務の引継ぎ	募集要項P42 16（5）	原状回復について、多くの施設において駐輪機器が既設されている状態がありますが、原状とはどこまでのことになるのでしょうか。看板類やポールなどすべてが対象となるのでしょうか、適用範囲をご教示ください。また、両者間の合意があれば既設機器（電力引込柱、引込盤や配管など含む）の一部もしくは全部を使用してもよろしいのでしょうか、ご教示ください。	周縁施設及び募集要項別添2「施設・設備概要書」に記載されている設備以外のものは原状回復の際に撤去されます。現管理者との協議が整い市が承認した場合は、既設の機器を使用することは可能ですが、提案に際してはまだ合意前であるため、既設の機器の使用を前提とした提案は控えてください。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
48	鶴舞・桜通線ブロック 植田駅	業務の引継ぎ	募集要項P42 16（5）ア	植田駅は現在の事業者様と調整が必要との記載がありますが、どのような調整を想定されているのでしょうか。	定期利用にかかる調整や機器設置の調整など、他の駅と同様の事項にかかる調整を行ってください。 また、植田駅において現在設置している管理事務所については、地域からの要望により令和9年4月1日以降に現管理者が撤去する予定のため、その工事にかかる調整が必要です。
49		業務の引継ぎ	募集要項P42 16（5）ウ 仕様書P15 3(9)	市が必要と認める引継ぎ業務とは何でしょうか。	募集要項及び仕様書該当箇所に記載のとおりです。
50		業務の引継ぎ	募集要項P43 16（5）ウ（I） 仕様書P17 3（9）ス	プリペイド方式の駐車券等は、原則払戻をしないルールとしている場合でも、一か月後まで払戻をしなくてはいけないのでしょうか。	原則払い戻しをしないルールとしている場合においても、募集要項及び仕様書該当箇所に記載のとおり、指定期間終了時は指定期間終了後1か月後まで払い戻しにに応じてください。
51		業務の引継ぎ	－	現指定管理者が発行しているプリペイド方式の駐車券等は、令和9年4月1日以降の払い戻しについては、管理者が変更となった場合は前指定管理者の責任により払い戻しを行うという認識で間違いないでしょうか。またその方法に決まりはありますでしょうか。	お見込みのとおり、令和9年3月31日までの現指定管理者による対応となります。払い戻し等の対応方法は現指定期間に関する事項であり、今回公募の指定管理に関する事項ではないため、回答いたしません。
52	鶴舞・桜通線ブロック 八事駅、野並駅	入出場の取扱い時間	募集要項別添1	地下鉄と駐輪場がつながっている駐輪場について、ほとんどの入出場の取り扱い時間が午前5時から翌日の午前0時45分までとなっているが、八事駅だと午前5時15分から、野並駅だと翌日の午前1時までと取り扱い時間に少し差がある。15分取り扱い時間に差が出ている理由は何か。	地下鉄駅と接続している自転車駐車場においては、出入口の開閉作業を地下鉄出入口の開閉時刻に合わせて行っているため、駅ごとに時間の調整を行っています。
53		施設・設備概要書	募集要項別添2	電気工作物、給排水設備の容量、換気設備の詳細について開示いただけますでしょうか。また、搬送コンベアについても設置業者もしくは点検委託業者をご教示ください。	代表的な施設における電気工作物、給排水設備の容量、換気空調設備の詳細については別紙「代表的な施設における各種設備の詳細」をご参照ください。 搬送コンベアのメーカーは別紙「搬送コンベア等メーカー」をご参照ください。また、点検委託業者はNo.94回答別紙「法定点検・保守点検の再委託先業者」をご参照ください。
54		施設・設備概要書	募集要項別添2	資料内の防火管理者を定める必要がある施設については、ゲート設備等を設置した場合においても営業時間の一部もしくは全部で有人管理する必要がありますでしょうか、ご教示ください。	全ての時間を無人で管理しても構いませんが、緊急時に迅速な対応ができる体制を整えてください。
55		管理実績	募集要項別添3	資料にあります1回利用、定期利用の台数は無料時間の利用者や減免対象者を含んだものでしょうか、ご教示ください。また、資料に含まれていない場合、可能であれば対象の利用者数をご教示ください。	無料時間帯の利用者や減免対象者を含んだものです。
56		管理実績	募集要項別添3	各駐輪場事の支出の開示は可能でしょうか？可能であれば明細もお教え頂きたいです。	今回募集の指定期間においては、現指定期間と管理体制が大きく異なる想定のため、支出は開示しないこととしております。 管理実績等を参考に見込んだ収入に基づいて支出計画を立ててください。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
57	東山線ブロック 藤が丘駅	管理実績	募集要項別添3	注釈※2 藤が丘駅自転車駐車場の管理実績の中に、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理運営する民間自転車駐車場である藤が丘駅朝日が丘自転車駐車場（令和8年度廃止）の管理実績を含んでいる旨記載されているが、当該自転車駐車場の収容台数、利用台数等の管理実績をご教示いただけますでしょうか。	別紙「藤が丘駅朝日が丘自転車駐車場の管理実績」をご参照ください。 なお、募集要項別添3「管理実績」※2 に記載のとおり、資料には藤が丘駅朝日が丘自転車駐車場の管理実績について収容台数は含まれておりませんのでご注意ください。
58	鶴舞・桜通線ブロック いりなか駅	駐車場別留意事項	募集要項別添4	「駅周辺に必ず管理事務所を設置すること」と記載がありますが、現在ある管理事務所以外に必要なのでしょうか。	現在の管理事務所は前回公募時に同様の条件のもと設置されているものであり、これに加えて新たに管理事務所の設置を求めるものではありません。 現在設置の管理事務所は市保有のもので貸付備品となっていますので、有料自転車駐車場の現地管理運営を目的として使用することができます。
59	鶴舞・桜通線ブロック 植田駅	駐車場別留意事項	募集要項別添4	植田第3のレイアウト図は、提案書提出までにいただけるでしょうか？	植田第3の図面データについても、市公式ウェブサイト「名古屋市有料自転車駐車場指定管理者公募のお知らせ」の「7 参考資料」における提供データに含まれます。提供を希望される場合は、「7 参考資料」の記載内容に従い、参加表明書の提出後に電子メールを送付してください。 ただし、指定管理者指定申請書の受付期間の段階では、植田第3の工事が完了していないため、設計段階の図面提供となります。竣工時とは異なる可能性がありますので、ご承知おきください。
60	鶴舞・桜通線ブロック 八事駅、吹上駅、御器所駅、桜山駅、瑞穂区役所駅、桜本町駅、野並駅	駐車場別留意事項	募集要項別添4	留意事項として 開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせること とある。現在は、駐輪場の閉場の際、駅員から管理人へ終電（降車客がすべて改札口を出たこと）の連絡を受けて、常駐管理人がすみやかに地下鉄との連絡口（シャッター・防火扉）を施錠している。 次期において、施錠を地下鉄側に依頼することは可能か。もしくは、常駐管理人によらず第三者への委託による閉場とした場合、駅員からの連絡を受けた後、地下鉄連絡口の施錠時間が遅れる可能性があることは受け入れられるか。	地下鉄駅側に施錠を依頼することは不可能です。 また、地下鉄駅側から連絡を受けた後、施錠が遅れることも認められません。第三者委託による施錠を行う場合、施錠時間前には該当の全ての自転車駐車場で待機し、地下鉄駅と連携の上で、遅滞なく安全を確保して対応できる体制を構築してください。
61	鶴舞・桜通線ブロック 名古屋駅	駐車場別留意事項	募集要項別添4	リニアに関する工事で自転車駐車場が一部縮小されているかと存じますが、復旧用途は立っているのでしょうか。	名古屋駅地区の再開発について把握している内容は、募集要項別添4「駐車場別留意事項」に記載のとおりです。復旧の時期・内容が分かっているものについてはその内容を記載し、現時点で未定のものについてはその旨を記載しています。
62	鶴舞・桜通線ブロック 名古屋駅	駐車場別留意事項	募集要項別添4	（国際センター）と同様に、（椿町）においても、詳細図面の作成にあたり、移設後の自転車駐車場の配置をもとに作成すべきでしょうか。 そうであれば、別図2⑦および⑧の撤去予定か所の詳細図面をご提示いただけますでしょうか。	募集要項別添4「駐車場別留意事項」に記載のとおり、移設後の自転車駐車場の配置をもとに作成してください。別図2の⑦及び⑧の撤去予定箇所は、赤枠で囲われた範囲の全てです。全てを撤去する箇所については詳細図面の提供はありませんので、必要に応じて現場をご確認下さい。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
63	鶴舞・桜通線ブロック 相生山駅 相生山北	駐車場別留意事項	募集要項別添4	「1回利用を設置すること。」との記載がございますが、相生山北は現在電磁ロック式の1回利用エリアがございます。上記の留意事項は、他の場所の事でしょうか。	現在の一回利用エリアは前回公募時に同様の条件のもと、現指定管理者の提案により設置されているものです。今回公募の指定期間においても、相生山北自転車駐車場において一回利用の設置を求めるものです。
64		共同ビル等の包括管理業務実績	募集要項別添7	実績値について、年度ごとに金額が異なるのは冷暖房等電気使用料によるものでしょうか、変動要因について明確なものがあればご教示ください。	主な変動要因は以下のとおりです。 上社：建築物点検（3年毎）の有無、消防点検・清掃にかかる契約額の増、光熱費の増減、修繕費の増減 大曽根駅西：人件費の増、光熱費の増減、修繕費の増減
65		応募書類	募集要項別添8 応募書類様式9	収支計算書の勘定科目について、弊社で日常的に使用している勘定科目にて作成しても差し支えないでしょうか。 （例：職員携帯端末等通信費を「通信交通費」として一括計上する等）	様式に記載の区分は一例のため、適宜加除修正していただければ結構ですが、記載の区分を参考に、支出の内容が一見して把握できるような区分としてください。そのため、複数の内容をまとめて区分設定することは望ましくないと考えます。
66	鶴舞・桜通線ブロック 庄内緑地公園駅	記載されていない自転車駐車場	位置図	左記の資料に、現在ある庄内緑地公園西自転車駐車場が記載されておりましたが、今後、使用できなくなるのでしょうか？	令和8年度末で廃止予定のため、今回指定管理者を公募する有料自転車駐車場には含まれません。
67	東山線ブロック 中村公園駅 藤が丘駅	記載されていない自転車駐車場	位置図	中村公園南、藤が丘北、藤が丘工場西の南側が位置図に明記されておりましたが、廃止予定でしょうか。	令和8年度末で廃止予定のため、今回指定管理者を公募する有料自転車駐車場には含まれません。
68		有料自転車駐車場出入口の開場及び施錠等	仕様書P2 3（1）ウ	早朝の開錠について、安全を考慮した上でタイマーを使用して自動開場させることは可能でしょうか。 ※施錠時は、シャッター下部に異物（人）がある場合に巻き込んでしまう恐れがあり危険ですが、開場については自動化しても特に影響はないと考えます。	タイマーにより無人で開場する方法は、シャッターに物や人等の支障物がある可能性があること、また仮に支障物があった場合に速やかに除去することが困難であることから、安全性を確保できないと考えるため、認められません。
69	鶴舞・桜通線ブロック 八事駅、吹上駅、御器所駅、桜山駅、瑞穂区役所駅、桜本町駅、野並駅	有料自転車駐車場出入口の開場及び施錠等 駐車場別留意事項	仕様書P2 3（1）ウ 募集要項別添4	『別添4 駐輪場別留意事項』鶴舞・桜通線 八事駅、吹上駅（北・南）、御器所駅、桜山駅、瑞穂区役所駅、桜木駅、野並駅の各欄に「開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせること。」とありますが、機械化の推進などにより利用者へのサポート体制を構築したうえで、シャッターの開閉およびコンベアの電源ON・OFFの自動化、または警備会社による対応とすることで、駐輪場の開場時間（入出庫可能時間）は変更することなく、職員配置時間および管理事務所の開場時間のみを短縮することは可能でしょうか。（当社では、他市での実施実績がございます。）	自動化により無人で対応する方法は、シャッターやコンベアに物や人等の支障物がある可能性があること、また仮に支障物があった場合に速やかに除去することが困難であることから、安全性を確保できないと考えるため、認められません。 また、警備会社による対応については、入出場の取扱い時間や地下鉄の運行時間帯に合わせ、地下鉄駅と連携の上で、遅滞なく安全を確保して対応できる体制が構築できるのであれば可能です。ただし、警備員1人が順次解錠・施錠するなど、遅れの生じる対応は認められません。
70		周縁施設や駐車器具等が第三者の行為により損害を受けた場合の対応	仕様書P3 3（1）ケ（イ）	駐車器具等又は周縁施設の復旧に関しては、自転車利用課に協議の上で実施するものとありますが、精算機やラックなど早急に復旧が必要な場合も協議が必ず必要という事でしょうか。 また協議は口頭もしくは書面どちらの方法でしょうか。	日常の維持管理の範囲内の機器の故障等については協議の必要はありませんが、第三者の行為により損害を受けた場合は、迅速に被害状況を把握し、自転車利用課及び土木事務所に報告してください。その時に併せて復旧についての協議を行ってください。第一報については電話連絡となりますが、被害状況の報告を含め必要書類を作成し提出してください。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
71		道路その他の関係施設の維持、修繕を理由とする支障の対応	仕様書P3 3（1）コ	乙は、甲から道路その他の関係施設の維持、修繕を理由とする駐車器具等の移設や撤去等の措置を命じられた場合、甲の指示に従い、迅速かつ確実に行うものとする。この場合、駐車器具等の移設や撤去等にかかる費用は原則乙の負担とする。とありますが乙の負担の範囲はどこまででしょうか。また乙の受忍限度を超えるとありますが、どのように判断されますでしょうか。	受忍限度を超えるとは、移設形態の特殊性等から、通常の移設に比べて移設工事費が著しく多額となる場合を考えています。
72		その他甲の意向による自転車駐車場の閉鎖・移設、駐車器具等の撤去・移設対応	仕様書P3 3（1）サ	乙は、支障期間中に営業ができないことによる損失が生じても、甲に補償を求めることはできないものとする。とありますが、利用が高いエリアなど支障が出る場合、代替地を求めるなどの対応をしていただくことは可能でしょうか。	自転車駐車対策は、基本的に駅単位で考えており、利用が高いエリアが支障となった場合でも、その駅全体での自転車利用者が減少するものではありません。駅全体で自転車駐車場の収容台数に余裕がある場合には他の場所に利用者を誘導することができるため、代替地は必要ないと考えます。支障により駅全体での自転車駐車場の収容台数が不足する見込みとなった場合は、代替地を検討することとなります。
73		道路管理者以外の者が施工する工事等の支障となった場合の対応	仕様書P3 3（1）シ	指定期間中に駅前再開発や都市計画変更等により、駐輪場が廃止・移転となった場合、指定管理者が負担した設置機器の撤去や設置費用については、補償・精算の対象となるのでしょうか。	仕様書P3 3(1)コの場合を除き、撤去・移設に要する費用は原則原因者の負担となります。
74		道路管理者以外の者が施工する工事等の支障となった場合の対応	仕様書P3 3（1）シ（㍑）	水道管、ガス管等の敷設、仮乗入れ等工事用施設の道路占用申請による工事、永久乗入れ等の施行承認申請による工事等、道路管理者以外の者が施工する工事等の支障となった場合の対応、について乙が主体的に調整を行いとありますが、まずは原因者と市との協議があったうえでの対応という認識でよろしいでしょうか。	道路占用工事の許可や施行承認申請による工事の承認は市で行いますが、自転車駐車場が工事等の支障となった場合の対応としては、支障の範囲や支障期間、工事方法等の調整となるため、指定管理者が主体的に調整を行い、随時自転車利用課に情報提供してください。
75		道路管理者以外の者が施工する工事等の支障となった場合の対応	仕様書P3 3（1）シ（イ）	原因者と協議の上、乙が負担した場合のみ報告するという解釈でよろしいでしょうか。	乙の負担の有無に関わらず費用を報告していただきます。
76		道路管理者以外の者が施工する工事等の支障となった場合の対応	仕様書P3 3（1）シ（㍑）	乙は甲との協議の上で駐車器具等の移設先及び撤去等について判断する。とあるが移設先敷地の確保・調整は原因者、甲、乙の何れが行うものでしょうか。	自転車駐車場の移設が必要と判断された場合において、基本的には移設先敷地の確保及び調整は原因者が行うこととなります。なお、指定管理者が自らの費用負担で増設することを提案する場合の敷地の調整等は、指定管理者が行うこととなります。
77		有料自転車駐車場の巡回及び敷地内の清掃や排水、除草・剪定等	仕様書P4 3（1）チ	敷地外から敷地内に伸びた草や枝等で、道路上から敷地内に伸びた草や枝等に関しては、乙が土木事務所に相談の上、必要に応じた除草や剪定を行うこと。とありますが、実施するのは乙、土木事務所どちらでしょうか。	仕様書該当箇所に記載のとおり、指定管理者が実施するものです。
78		各種月次報告書の作成	仕様書P4 3（1）テ（㍑）h	1回利用の瞬間最大利用率について、瞬間利用率の瞬間とはどの程度の時間を想定しておりますでしょうか。	仕様書P4 3（1）テ（イ）その他の報告 において、「一日における一回利用について毎時間の入庫台数及びそれぞれの自転車等の駐車時間について、甲の指示に基づき、随時甲に報告するものとする。」としています。より詳細な利用実態を把握するにはできる限り短い単位が望ましいと考えていますが、上記内容から、1時間が最長の単位だと想定しています。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
79		有料自転車駐車場の利用料金の徴収及び還付	仕様書P5 3 (2) ア (キ)	(キ) 中略 ただし、大規模な自然災害やウイルス等の感染症拡大により、定期券の発行を受けた者が学校や勤務先などに行けなくなることを理由に自転車駐車場の利用の取消しを申し出た場合は、請求に基づき利用料金を還付すること。 とあるが、これはコロナ禍の緊急事態宣言など外出自粛を想定したものか。 また、還付となる基準を名古屋市が示すことはないのか。 ちなみに、当方は、令和2年度にコロナ拡大による臨時休校に対応するため、名古屋市に協議の上、学生定期利用者に対し一律還付を行った。 名古屋市が基準を示すことはないのであれば、今回は仕様書に記載のとおり、取り消しの申し出があれば還付する、逆に申し出のない利用者は還付しなくても良い、という解釈で良いか。	過去にあった新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の休校等を想定しています。 仕様書該当箇所に記載のとおり、自転車駐車場の利用の取消しの申し出があった場合に、請求に基づき利用料金を還付していただき、この時の還付額は本市と協議の上、決定するものとします。 なお、ご指摘の令和2年度における還付にあたっては、貴団体は本市への協議に基づき、定期利用料金払い戻し申請書により、利用者からの申請を受けて還付を行ったものと認識しています。
80		各駅平均利用者負担額を把握するシステムの採用	仕様書P6 3 (2) エ	各駅平均利用者負担額を把握するシステムの採用とありますが、どのような仕組みやシステム組みが必要でしょうか。	各駅自転車駐車場の1年あたりの一回利用料金収入を、定期利用者を除き無料時間帯利用者や減免者を含んだ各駅自転車駐車場の1年あたりの一回利用回数（継続する24時間以内のもの）で除した各駅平均利用者負担額が計算できるものとしてください。また毎月、翌月10日までに、利用状況月報 様式2-1、2-2により適切に報告することが可能なものとしてください。
81		障害者等の利用料金減免と確認方法 障害者差別解消に係る配慮	仕様書P6 3 (2) オ 募集要項P19 5 (24)	募集要項において障害者に発行する定期券は、一般定期券（利用期間は1 2 カ月以内）と利用期間を合わせるものとする。と記載があるが生活保護を受けている世帯に属するものが利用する場合の定期券の利用期間は最長で3 か月までしか認められていないとの理解であっているか。	お見込みのとおりです。 生活保護法の規定により保護を受けている世帯に属する者として減免する場合は障害者に含まれません。
82	鶴舞・桜通線ブロック 庄内緑地公園駅 庄内緑地公園北	機器等の設置	仕様書P9 3 (3) ア	当該駐車場の駐車スペースは基本コンクリート板（どぶ板）上となっております。当該スペースに1回利用の電磁ラックなどの設置を計画しております。現状コインポスト、固定ラックが設置されていることを確認しましたので電磁ラックなど比較的重量の低いものの設置は問題ないのかと思われますが、同スペースへの精算機等重量が重いものについては設置可能でしょうか。また、もし同同スペースへの設置が難しい場合、歩行者通路（アスファルト）部分に設置することは可能でしょうか。	設置可能と考えますが、設置の方法については河川管理者との協議が必要となります。 歩行者通路については、不可能と考えます。
83	鶴舞・桜通線ブロック 庄内緑地公園駅 庄内緑地公園北	機器等の設置	仕様書P9 3 (3) ア	庄内緑地公園北の用水路上の蓋にアンカーボルトは打って良いのでしょうか？ （1回利用で電磁ラックを設置する為）	電磁ラックは設置可能と考えますが、設置の方法については河川管理者との協議が必要となります。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
84		機器等の設置	仕様書P9 3 (3) ア (㍑) b	歩道上の自転車駐車場の定期利用においては、ラックを設置すること。とありますが支障物やその他ラックを設置しない方がよいと判断できる場所など場合によっては平置きでも構いませんか。	支障物がありラックの設置が不可能な場合は平置きとすることが可能です。ただし、平置きの場合は自転車1台当たりの幅を60cm以上として収容台数を設定してください。
85		機器等の設置	仕様書P9 3 (3) ア (イ) d	「減免手続きに必要な手帳等を確認可能なカメラ付きインターホンがあること」とあるが、すべての料金徴収機にカメラ付きインターホンが必要でしょうか？ 必要でなければ、どの程度の箇所にカメラ付きインターホン設置があればよいでしょうか？	料金徴収機の仕様として定めているものですので、全ての料金徴収機に必要です。
86		機器等の設置	仕様書P9 3 (3) ア (イ)	本公募においては、現行の設置機器は全て入れ替えるという認識でよろしいでしょうか。現行機器（一部または全部）のままで運営する施設、現行機器をそのまま使用してもよい施設があれば施設名と機器をご教示ください。	現指定管理者がリースで設置している駐車器具等については撤去されますが、市保有の駐車器具等については現状のまま引き渡します。市保有の駐車器具等についてはそのまま使用していただいて構いません。募集要項別添2「施設・設備概要書」に記載されているものが、市保有の駐車器具等です。 なお、市保有の駐車器具等が不要な場合は、指定期間開始後、新たな指定管理者の費用負担により、市の指示に従い撤去していただきます。
87		機器等の設置	仕様書P9 3 (3) ア (オ)	工事の施工業者及び整備内容については甲と協議するものとありますが、工事の施工業者の協議とはどのような事を想定していますでしょうか。	新設された周縁施設、駐車器具等及び基盤の財産権は基本的に市に帰属すること、また、道路法第24条の規定による工事となる場合は有資格者に施行させることとなっていることから、どの施工業者に施行させるのかを名古屋市と協議してください。
88		機器等の設置	仕様書P10 3 (3) ア (カ) b	路上への料金徴収機や定期更新機等の設置については、将来にわたって支障となる恐れのない場所に配置計画を立てるものとする。とありますが、現状で将来的に支障となる箇所があれば教えてください。	現時点で支障が見込まれる箇所は募集要項別添4「駐車場別留意事項」をご確認下さい。これ以外に支障が見込まれる箇所は把握していません。
89		機器等の設置	仕様書P10 3 (3) ア (カ) b	事業の実施にあたっては、地先の土地又は建物の所有者に事前に説明して、駐車器具等を設置するものとする。とありますが、現在も自転車駐車場として運用している箇所についても対象でしょうか。	現在自転車駐車場として運用している箇所においても、設置工事の実施や、新たに料金徴収機を設置する等の変更も想定されますので、事前に説明してください。
90		機器等の設置	仕様書P10 3 (3) ア (ケ)	路外駐車場に設置する満空表示灯においても文字が白色であることは必須でしょうか。	路外駐車場においても白色文字であることが必須です。
91		機器等の設置	仕様書P10 3 (3) ア (ケ)	歩道上には二段ラック等、収納時に車体が高い位置に固定されるものや、前輪の固定位置が高い駐車器具を設置してはならないとされておりますが、前輪の固定位置が高い駐車器具とは、具体的に地上高の指定はございますでしょうか。 隣の自転車との干渉を避ける低位ラックと高位ラックを組み合わせた互いに段違いとなる高さのラックは問題無いでしょうか。	具体的な寸法（高さ）の基準はありませんが、駐車した自転車で交通の視距を妨げることがなく、利用者が使いやすいよう考慮したラックの高さとしてください。ご指摘のような一般的な高低ラックは使用可能ですが、二段ラックなどの多段式や、自転車が垂直となる吊り下げ式の使用はできません。

No	対象施設	項目	該当箇所	質問内容	回答
92		原付及び小型自動二輪車の利用枠	仕様書P12 3（3）エ	電動キックボードや新基準原付を路上の自転車駐車場で駐車可能としようとした場合、Pマークについて変更の必要があると思いますが、これらの協議は指定管理者が行う必要がありますでしょうか。また、仮に費用が発生した場合は指定管理者の負担となりますでしょうか。	道路上においては、現在、原付駐車可を示すPマーク及び補助標識がついている箇所のみ原付利用枠を配置することが可能です。そのため、公募にあたっての警察への協議は想定しておりませんが、指定期間中に警察への協議を行う際は市が行います。なお、電動キックボードについて、一般原動機付自転車に分類されるものは原付エリアに駐車させることとなり、特定小型原動機付自転車に分類される電動キックボードについては、補助標識の「自転車」に含まれるため、「駐車可」のPマークに「自転車に限る」の補助標識が設置されている箇所においては、自転車エリアに駐車させる必要がありますのでご注意ください。また、新基準原付は従来の原付に含まれますので合わせてご注意ください。
93		有料自転車駐車場の維持管理、修繕、法定点検及び保守点検に関する業務	仕様書P12 3（4）	建築物定期点検の実施が必要な施設について、当該点検は3年毎に実施するものですが、指定期間内において最初に実施するのは何年度になりますか、ご教示ください。	別紙「建築物点検の初回実施時期」をご参照ください。
94		有料自転車駐車場の維持管理、修繕、法定点検及び保守点検に関する業務	仕様書P12 3（4）	施設設備の保守点検について、現在の再委託業者をご教示ください。	別紙「法定点検・保守点検の再委託先業者」をご参照ください。
95		有料自転車駐車場の維持管理、修繕、法定点検及び保守点検に関する業務	仕様書P12 3（4）	各点検業務の過去1年分もしくは直近1回分の報告書、もしくは各点検業務に関する業務仕様書を提供いただけますでしょうか。	法定点検・保守点検にかかる報告書を提供します。原則令和6年度分の報告書を提供し、建築物点検については直近の報告書を提供します。なお、共同ビル等において建物管理者が発注し、指定管理者が発注していない点検にかかる報告書は除きます。提供を希望される場合は、参加表明書の提出後に電子メールにてお申し出ください。お申し出の際は、下記電子メールアドレスあて、件名を「有料自転車駐車場点検報告書受け取り希望」とし、本文に「提供を希望するブロック名、法人名、担当部署名、担当名、連絡先」を明記してください。 電子メールアドレス： web-jitensha@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp
96		施設の管理	仕様書P19 6（1）	乙が管理する範囲は有料自転車駐車場施設の敷地内とする。ただし、駐車場施設外であっても周縁施設等の駐車場施設に関わるものは、乙が管理するものとする。とありますが具体的にどのようなものが想定されますでしょうか。	周縁施設は仕様書P2 3（1）クに記載していますのでご確認ください。
97		放置自転車等の撤去	仕様書P19 7（1）	放置自転車を撤去する際、甲へ確認とありますが、確認に際し必要事項をご教授ください。	・自転車駐車場名 ・防犯登録番号など自転車等の特徴がわかる情報 ・注意札の貼付日 など、撤去しようとする自転車が特定でき、要綱に基づく適切な撤去であることを市が確認できる事項が必要です。